

平成28年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成28年4月28日(木) 15時40分開会
17時15分閉会

◇ **開催の場所** 教育総合センター女性第1・2研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一		
委員(職務代理者)	津曲 貞利	委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡	委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	川原 祐明	美術館副館長	山西 健夫
図書館副館長	馬立 由紀	学務課長	中崎 新一郎
学校教育課長	谷口 幸一郎	保健体育課長	春田 浩志
国体準備室長	遠藤 章	青少年課長	山下 敦宏
生涯学習課長	大堂 洋	少年自然の家所長	永吉 眞一
中央学校給食センター所長	宮里 弘見		

◇ **書記**

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕
 - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 7 号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件
 - 定第 8 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 9 号議案 鹿児島市教育委員会文書管理規則制定の件
 - 定第 10 号議案 鹿児島市教育委員会文書管理規程廃止の件
- 6 報告事項
 - (1) 学校職員の事故について
 - (2) 熊本地震の対応について
 - (3) 鹿児島女子高多目的グラウンドの完成について
 - (4) 不登校重大事態に係る調査の指針について
 - (5) 新 1 年生見学パスポートについて
 - (6) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成28年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。また、職務代理者として、引き続き、津曲委員にお願いしたいと思います。本日の会議録署名委員として、津曲委員と高島委員を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第1～8号議案及び報告事項(1)は人事、人選等に関する案件でありますので、教育委員会会議規則第10条により、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について〕承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第7号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第8号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第9号議案 鹿児島市教育委員会文書管理規則制定の件

原案可決

定第10号議案 鹿児島市教育委員会文書管理規定廃止の件

原案可決

教育長 次に、定第9号議案と10号議案については、関連する内容ですので一括して説明をお願いします。

事務局 定第9号・10号議案関係資料をご覧ください。鹿児島市教育委員会文書管理規則制定の件ほかについてご説明いたします。今回の制定の背景および経緯についてですが、1の(1)「公文書の管理に関する法律」が平成23年4月1日に施行されました。この法による取組は、統一的な公文書管理の徹底をはかることや適正な保存と利用促進のための仕組みづくりが目的です。法第34条におきまして、地方公共団体の文書管理に関しての努力義務が定められております。(2)市長事務部局において平成26年3月に「歴史的公文書等の保存・管理に関する取扱い方針」を策定し、28年3月に鹿児島市公文書管理規則が制定されましたので、教育委員会におきましても同規則に準じて制定しようとするものであります。なお、学校の文書はこの規則の対象外となっております。続きまして、2例規改正の概要についてご説明いたします。改正前には、「鹿児島市教育委員会文書取扱規程」がございまして、この中で、公文書の保存期間や文書收受等の実務について規定しておりました。今回の改正ですが、第9号議案「鹿児島市教育委員会公文書管理規則」の制定におきましては、公文書の保存期間や歴史的公文書の取扱いを規定しております。第10号議案につきましても、「鹿児島市教育委員会文書取扱規程」の廃止、先ほど申し上げました旧規程を廃止するものでございます。なお、文書收受等の実務に関しましては、別途内部規定を制定する予定でございます。3改正の主な内容については、公文書の保存期間の区分を30年、10年、5年、3年、1年と設定するものなどがございます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 なければ、定第9号議案及び10号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 学校職員の事故について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 熊本地震の対応について

教育長 次に報告事項（２）について説明をお願いします。

事務局 熊本地震の対応について説明をさせていただきます。４月１４日に地震が発生し、１６日に本震がありました。これにかかる本市の対応でございます。支援本部を４月１９日に設置いたしました。また、職員の派遣の主なものを申し上げますと、４月１４日の消防局１１隊４１人から成る緊急消防救助隊を送ったことを皮切りに、以下資料にあるように派遣をしております。このうち、教育委員会関係のものにつきましては、４月２４日から建築技師を随時派遣しております。４月２６日から３０日にかけて、施設課の職員を３人派遣しております。（３）救援物資、（４）義援金箱設置につきましては、ご覧の通りになっております。また、２教育委員会の対応にある被災した児童生徒等の受け入れにつきましては、国の通知を受けまして、本市立学校への受け入れ希望があった場合には、弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることとしています。受入れ状況は、４月２７日現在で小学生１２人、中学生１人で、内訳については、下の表の通りとなっております。また裏面には、その他の支援策として、５つ記載してございます。現４月２７日では、対応した実績はございませんが、主なものを申し上げますと、①就学援助につきましては、被災児童生徒については弾力的に取扱うこととしております。また、⑤温泉施設の使用料についても減免措置を行うこととしております。３その他の本市小・中学校の修学旅行の延期、変更等の状況でございますが、小学校につきましては、（１）①に当初の行先が記載してございます。②の検討状況につきましては、時期の変更が１校、行き先の変更が２６校、時期、行き先の変更が５校で計３２校となっております。また、中学校につきましては、行き先がご覧の通りとなっております。検討状況については、時期や行き先等を変更した学校が全部で２０校ございます。このような状況となっております。以上でございます。

教育長 受入れ状況につきましては、中には連休までということで、一時的に避難しているお子さんもいらっしゃるということでした。



(3) 鹿児島女子高多目的グラウンドの完成について

教育長 次に報告事項（３）について説明をお願いします。

事務局 報告事項（３）鹿児島女子高多目的グラウンドの完成についてご説明申し上げます。１鹿児島女子高多目的グラウンドの概要ですが、左側の写真は全景でございます。右側の写真は、１００メートル、２５０メートルのトラックです。（１）整備の目的ですが、現在のグラウンドが狭隘であり、運動部等が十分な活動ができないことから整備したものでございます。（２）施設概要につきましては、①所在地が鹿児島市下伊敷１丁目４４番地３５の一部です。これは、県立西高校の跡地でございます。②面積は７６５０平方メートルで、③施設の内容は、２５０メートルトラック、全天候型、１００メートル直線コース、４コース、全天候型、走り幅跳び、投てき練習場などです。また、フィールド内

は芝生を整備し、サッカー等で使用する予定です。供用開始といたしましては、平成28年度5月30日月曜日となっています。これは、芝の養生を見ているところです。また、一部トラックにつきましては、陸上部が4月1日から供用を開始し、練習しております。2完成記念式典については、平成28年5月30日月曜日の午前10時から、女子高多目的グラウンドでおこなうこととしております。以上です。

教育長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 手入れは大変ですが、芝生はいいですね。女子高のサッカー部は強いのでしょうか。

教育長 県3位で、部員も相当いるということでした。

委員 フィールドを芝生にしている学校というのは他にあるのでしょうか。小学校でどこかあったと思いますが。

事務局 現在、校庭を全面芝生にしているのは、皇徳寺小学校、坂元小学校、桜島中学校の3校でございます。

委員 市県を合わせて、高校ではどうでしょうか。

教育長 県立を合わせてもないと思います。



(4) 不登校重大事態に係る調査の指針について

教育長 次に報告事項(4)について説明をお願いします。

事務局 それでは、「不登校重大事態に係る調査の指針について」御報告いたします。報告事項関係資料(4)をご覧ください。平成28年3月11日付けで、文部科学省から「不登校重大事態に係る調査の指針について」通知がありました。これを受け、本市では、資料1ページにお示しいたしました流れで対応を進めることにいたしました。まず、「不登校重大事態」とは、資料1ページ上段にお示ししてあるとおりでございます。児童生徒がいじめにより、欠席日数が30日を越えた場合を、「不登校重大事態」として捉えます。指針では、学校として、いじめの存在が確認されていなくても、本人や保護者からいじめの訴えがあった場合には、重大事態として、対応が求められております。この場合、学校は、すでに設置してある、いじめ防止のための校内組織で調査を行います。調査の主な目的は、児童生徒の学校復帰と再発防止です。調査組織には、教職員だけでなく、SSW、臨床心理士など、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者が加わります。調査結果は、教育委員会と市長へ報告をするとともに、当該児童生徒とその保護者へも報告、説明を行います。教育委員会や市長への報告は、基本的に月例報告の形を想定しています。以上の内容につきましては、4月15日の校長研修会、4月22日の教頭研修会で指導したところです。なお、お手元の資料の2ページには、この3月11日付の通知が載っております。また、別冊「不登校重大事態に係る調査の指針」「鹿児島市いじめ防止基本方針」は、後ほど、お目通しください。報告は以上でございます。よろしくお願ひい

たします。

教育長 色々な資料がございますけれども、主には1枚目の資料がございますような指針、対応の進め方という点について、何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 確認ですが、不登校の目安として30日という数字がありますが、このような状況をまず把握されるのは担任ということですよね。不登校重大事態の判断は学校又は設置者とありますが、具体的には、担任から学年主任等を通して、校長まで上がり、その時点で校長が判断をするということでしょうか。

事務局 はい、今おっしゃられたように、最終的には校長が判断をします。30日に達する前から、青少年課としても学校と情報を共有しながら、ともに判断をしていきたいと考えております。

教育長 月例で学校から上がってくるのは、10日と30日の数が、月毎にあがってくるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。10日という数字が上がってくるので、それを30日に達する予備軍として、子どもたちの状況を捉え、情報として活用しております。

教育長 文部科学省の文言の中で30日以上となっている関係で、その前の10日の段階で把握することで、市教委と学校とで早めに目を向けていくということをやっております。



(5) 新1年生見学パスポートについて

(6) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に報告事項(5)及び(6)について説明をお願いします。

事務局 議案綴り39ページをお開きください。(5)新1年生見学パスポートにつきましては、小学1年生を対象にして、早い機会に自然、科学、文化、美術、歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機としていただくために、教育施設等の入館料を免除する新1年生見学パスポートを配布しているものでございます。対象となる施設に関しては、②に記載してある科学館ほか13の施設でございます。有効期限は、4月1日から8月31日までとなっております。配布の対象としては、市内の国立、市立、私立小学校の新1年生、約6000人でございます。

続きまして、(6)教育委員会関係の主な行事でございますが、5月5日こどもの日の市営施設の無料開放でございます。アの小、中学生の教育施設等入館料免除については、さきほどの新1年生見学パスポートの対象施設とほとんど同じですが、水族館だけは割引となっております。こちらは小・中学生の入館料を免除するものでございます。イの公共体育施設の無料開放については、子どもたちに限らず、市民の皆さんに無料開放しようとするもので、対象は、鹿児島アリーナほか記載してある施設でございます。40ページをご覧ください。5月25日に、鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会をかごしま市民福祉プラザで

開催する予定でございます。5月30日ですが、第75回国民体育大会の鹿児島市準備委員会をサンロイヤルホテルで開催する予定でございます。

教育長 今の報告事項について、お聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 この新1年生見学パスポートというのは、今回初めて配布するものですか。

事務局 以前から配布しています。平成7年度科学館から始まりました。

委員 活用はどの程度なされているのでしょうか。

事務局 延べ数でございますけれども、27年度で8,277人がそれぞれの施設を利用しております。

委員 延べ数というと、全部の施設に行った子どもの数を全部合計したものということですね。

事務局 そうです。対象施設を1回でも利用された方をカウントしたものです。



7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、今後の日程等についてご連絡いたします。「主な年間スケジュール」をご覧ください。教育委員会会議は、定例会を毎月1回、必要に応じて臨時会を開催いたします。次回の教育委員会定例会は、5月24日火曜日15時30分からを予定しております。その下の総合教育会議は、第1回を8月、第2回を1月または2月に予定しております。その下の教育委員会活動の点検評価につきましては、7月から8月にかけて1～2回予定しております。次にその下の計画学校訪問についてです。これまで教育委員が学校長との面接を行ってまいりましたが、本年度からこれを廃止し、代わりに教育委員が計画学校訪問に同行し、学校の現状や課題等を認識、理解する機会を設けることとしたいと考えております。対象校は、学校教育課が実施する計画学校訪問の18校で、この中から、3～4校程度ご都合のつく日程で訪問いただければと考えております。なお、これまでもテーマを決めて年に2校程度学校や施設の訪問を行っているところですが、今後は、必要に応じて実施させていただきたいと考えております。次に、一番下の研修会についてですが、県主催の研修会が7月に、教委連主催の研修会を11月に開催予定です。1月から2月にかけては、主に新任の教育委員を対象とした文科省主催の研修会が東京又は福岡で開催される予定となっております。以上でございます。

教育長 他にございませんか。

(なしの声あり)

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】